# 自動車燃料消費量統計月報

平成 28 年5月分



#### 凡. 例

- 1. この月報は、自動車燃料消費量調査(一般統計調査) 平成28年5月分の調査結果である。
- 2. 営業用バスの走行キロは、平成24年度分以前は、当該車種について悉皆調査を行っている 「自動車輸送統計調査(基幹統計調査)」の数値を用いているが、平成25年4月分から、本調査 の結果を用いて公表している。
- 3. 平成21年度以前の燃料消費量及び走行キロは、『自動車輸送統計年報』を参照されたい。 自動車燃料消費量統計年報の統計数値と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較については、 平成 23 年度自動車燃料消費量統計年報巻末の「『自動車燃料消費量統計年報』と『自動車輸送 統計年報』の統計数値の比較について」を参照されたい。
- 4. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致していない。
- 5. この月報で用いている符号は次のとおりである。

「0」 — 単位未満 「-」 — データなし、推計省略

「※」—— 暫定数値 「r」—— 改訂数値

6. この月報についての照会は、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室 (電話03-5253-8346) に連絡されたい。

#### 概 要

## 1. 調査の目的

この調査は、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政 策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

## 2. 調査の沿革

自動車の燃料消費量等の調査・集計は、昭和35年から自動車輸送統計調査で実施されてきた が、同統計の調査方法及び集計方法の見直しに伴い、平成22年度から本調査により調査・集計 を行い、その結果を公表している。

## 3. 調查対象

登録自動車(道路運送車両法第4条)及び軽自動車(道路運送車両法第60条)を調査対象と し、その中から国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している(別表1参照)。 なお、以下の自動車については、調査から除外している。 ・大型特殊車(ブルドーザー等)

- ・小型特殊車 (フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等)
- 二輪車等

## 4. 調査方法

調査は、国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して郵送により調査票を 配布及び回収し行っている。 また、調査は自計報告で行っている。

## 5. 調查時期

調査は毎月行っており、約9,600の自動車の使用者に対して調査票を配布している。 また、調査期間は、平成28年4月分から、別表1のとおり、国土交通大臣が指定する7日間 又は1ヶ月間としている。

## 6. 集計方法

自動車検査登録情報のデータを補助変量として活用する比推定方式により集計を行っている。

$$X = \sum_{i=1}^{n} (x_i \frac{D}{d}) \frac{Y}{\sum_{i=1}^{n} y_i}$$

- X:推計值
- D:調査月の日数
- d:調査期間の日数
- Y:母集団の補助変量の総和
- x<sub>i</sub>:第i標本の統計値
- y<sub>i</sub>:第i標本の補助変量
- n:標本数

## 別表1

調査対象車両は、自動車のナンバープレートの業態及び分類番号情報を基に、下表のとおり、 区分している。

	調查対	象車	両		調査期間	
業態(注1)	分類番号(注2)	輸送形態(注1)	車	種	調 宜 朔 间	
	1・10~19及び100~199			普 通 車		
	4・6・40~49・400~499・60~69 及び600~699	化版点数字		小 型 車		
	8・80~89及び800~899	货物自動車		特 種 車		
営業用	40~49・400~499及び600~699		ļ	軽自動車	7 日	
	2・20~29及び200~299	***		バス		
	3・30~39・300~399・5・7・50~ 59・500~599・70~79及び700~799	旅客自動車	乗 用 車			
	1・10~19及び100~199		普通車	積載量2トン以上		
	1 10 110/2 01100 1100		日地平	積載量2トン未満	1 . 8	
	4・6・40~49・400~499・60~69 及び600~699	貨物自動車	小型車	(1) 関東2トン木画	1ヶ月	
	8・80~89及び800~899	貝物日數早	特種車	貨物輸送車	7 日	
自家用	6 · 60 · 69/2 O 6000 · 699		(注3)	非貨物輸送車	1ヶ月	
	40~49・400~499及び600~699		軽自動車		1 7 Л	
	2・20~29及び200~299			バス	7 日	
	3・30~39・300~399・5・7・50~ 59・500~599・70~79及び700~799	旅客自動車	乗 用 車 (注 4)		1 . 日	
	50~59・500~599・700~799・80~ 89及び800~899		1	軽自動車	1ヶ月	

- (注) 1. 業態及び輸送形態は、用語の解説にある自動車の種別を参照されたい。
  - 2. 自動車のナンバープレートの分類番号は、登録自動車は自動車登録規則第13条、軽自動車は道路運送車両法施行規則第36条の17により、下表のとおり、それぞれ分類されている。
  - 3. 自家用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分している。 貨物輸送車は、タンクローリー(液体やガスなどを運搬)、アスファルト運搬車、コンク リートミキサー車、冷蔵冷凍車等、貨物の輸送に供する自動車である。

非貨物輸送車は、清掃車、電源車、照明車、患者輸送車、道路作業車等、貨物の輸送に供 さない自動車である。

4. 自家用旅客自動車の乗用車は、普通車、小型車、ハイブリッド車に区分している。

## (注2関係)

## 登録自動車

自 動	車種別及び用途	分類番号
	貨物自動車	1・10~19及び100~199
普通自動車	乗合自動車	2・20~29及び200~299
	乗用自動車	3・30~39及び300~399
小型自動車	貨物自動車	4・6・40~49・400~499・ 60~69及び600~699
小至日勤早	乗用自動車及び乗合自動車	5・7・50~59・500~599・ 70~79及び700~799
特種自動車		8・80~89及び800~899
大型特殊自動 除く)	動車(次に該当するものを	9・90~99及び900~999
大型特殊自動 するもの	動車のうち建設機械に該当	0・00~09及び000~099

## 軽自動車

自動車種別	分類番号
貨物自動車	40~49・400~499及び 600~699
乗用自動車	50~59・500~599及び 700~799
特種自動車	80~89及び800~899

## 用語の解説

## 自動車の種別

- 1. 自動車は輸送するものにより貨物自動車と旅客自動車に分けられる。
- (1) 貨物自動車とは、貨物の運送の用に供する自動車で、トラック、ライトバン等をいう。
- (2) 旅客自動車とは、人の運送の用に供する自動車で、乗用車及びバスをいう。
- 2. 自動車は業態によって営業用と自家用に分けられる。
- (1) 営業用とは、他人の求めに応じて貨物又は旅客を輸送する自動車で、トラック事業者、バス事業者、ハイヤー・タクシー事業者、軽車両等運送事業者などが保有する自動車をいう。
- (2) 自家用とは、営業用以外のもの [例えば自家の取り扱う貨物又は当該自動車の所有者(又は使用者)とその家族若しくは従業員等を輸送する自動車]をいう。

## 燃料消費量

自動車の燃料消費量をリットル及び立方メートルで表したもので、使用の用途を問わない。

## 走行キロ

自動車が走った距離をキロメートルで表したもので、物や人を輸送したかどうかを問わない。

## 実在延日車

自動車が調査期間中に延日数にして何両あったかを表したもの。

## 走行1km当たり燃料消費量

燃料消費量:走行キロ

## 1日1車当たり走行キロ

走行キロ・実在延日車

## 地方運輸局の区分

自動車の燃料消費量等の実績は、当該登録自動車及び軽自動車の属する都道府県を管轄する地方運輸局別に区分した。

北海道	北海道	近	畿	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県、兵庫県
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	中	国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	四	国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県	九	州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
中 部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県			

## 参考

道路運送車両法施行規則第2条に定める種別は、普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び軽自動車をいい、下表のとおり分類される。

				自動			動 車			
種		別	普通自動車	小型	型 自 動	車	軽 自	動車	大型特殊	小型特殊
									自動車	自動車
			バス	小型トラック	3輪トラック	煙をディ	軽トラック	オートバイ	ロート・ローラー	フォークリフト
代	表的な		大型トラック	小型乗用車			軽乗用車	スクーター	クレーン車	農耕用ハント、ト
自	動車		大型乗用車	小型特種車					ブルーザー	ラクター
			普通特種車							
	車輪	数	4以上	4以上	3	2	3以上	2	制限なし	制限なし
構										4. 7以下
	大	長さ	4輪以上の小型自動車	4.7以下	3輪の軽自動車よ	2輪の軽自動車よ	3.4以下	2.5以下	小型特殊自動車よ	1.7以下
	き	幅	より大きいもの	1.7以下	り大きいもの	り大きいもの	1.48以下	1.3以下	り大きいもの	2.8以下
	さ	高さ		2.0以下			2.0以下	2.0以下		農耕作業用自動車
	(m)									は制限なし
造	エンジン	(D)	同上	660を超え	660を超える	250を超える	660以下	125を超え	制限なし	制限なし
	総排気量(	(CC)		2,000以下				250以下		

注1) バスの区分は次のとおり。

普通車は、普通自動車で乗車定員 30 人以上のもの。 小型車は、普通自動車で乗車定員 11 人以上 29 人以下のもの及び小型自動車で乗車定員 11 人以上のもの。

注2) 小型特殊自動車については最高速度の制限であり、その区分は次のとおり。 農耕作業自動車は 35km/h 未満。 その他の特殊自動車は 15km/h。

注3)四輪以上の小型自動車で、ジーゼル機関を用いるものについては、エンジンの総排気量の基準は適用されない。

## 目 次

 	の概要	び走行キロ	当費量及で	動車燃料消	平5月自	平成284
						(統計表)
 •••••			総括表	• 車種別		
 肖費量	燃料消	1 1 車種別	∌局別・ 1	• 地方運輸	燃料別	第2表
 F口	走行キ	1 1 車種別	翁局別・ 1	・地方運輸	燃料別	第3表
 当費量	燃料消	2 6 車種別	翁局別・ 2	・地方運輸	燃料別	第4表
 FD	走行キ	26車種別	<b>論局別・</b> 2	<ul> <li>地方運動</li> </ul>	燃料別	第5表

## 平成28年5月 自動車燃料消費量及び走行キロの概要

平成28年5月における自動車による全国の燃料消費量及び走行キロは〔表-1〕のとおりである。 ガソリンの消費量は、営業用自動車では64千k0、自家用自動車では4,335千k0であった。また、 走行キロは、営業用自動車が638百万km、自家用自動車が51,386百万kmであった。

軽油の消費量は、営業用自動車では1,392千kℓ、自家用自動車では707千kℓであった。また、走行キロは、営業用自動車が5,298百万km、自家用自動車が4,445百万kmであった。

LPG及びCNGの消費量は、それぞれ133千kll、5,704千m³であった。また、走行キロは、LPG車が730百万km、CNG車が24百万kmであった。

表一1 燃料別・業態別自動車燃料消費量及び走行キロ

				燃料消費量			走行キロ		
燃料	業態•車種		車種 (千kℓ、千㎡)			(百万㎞)			
			28年5月	27年5月	前年度比(%)	28年5月	27年5月	前年度比(%)	
ガソリン	営業用	貨物自動車	49	49	99.6%	502	507	98.9%	
		旅客自動車	15	15	97.8%	136	131	104.3%	
		営業用計	64	65	99.2%	638	638	100.0%	
	自家用	貨物自動車	702	688	102.1%	8 045	7 796	103.2%	
		旅客自動車	3 632	3 643	99.7%	43 341	42 590	101.8%	
		自家用計	4 335	4 331	100.1%	51 386	50 386	102.0%	
		ガソリン計	4 399	4 396	100.1%	52 024	51 024	102.0%	
軽 油	営業用	貨物自動車	1 277	1 281	99.7%	4 918	4 896	100.5%	
		旅客自動車	115	119	96.9%	380	391	97.2%	
		営業用計	1 392	1 400	99.4%	5 298	5 287	100.2%	
	自家用	貨物自動車	548	558	98.2%	3 292	3 381	97.4%	
		旅客自動車	159	158	100.5%	1 153	1 116	103.3%	
		自家用計	707	716	98.7%	4 445	4 497	98.8%	
		軽油計	2 099	2 116	99.2%	9 743	9 784	99.6%	
	営業用乗り	用車	126	138	90.9%	697	764	91.3%	
LPG	その他LP	G車	8	9	88.3%	33	36	90.0%	
		LPG計	133	147	90.7%	730	800	91.2%	
C N G		CNG計	5 704	6 413	89.0%	24	27	88.9%	

<sup>※</sup>CNG車の燃料消費量単位は千㎡、CNG車以外の燃料消費量単位は千k0である。

平成28年5月における自動車による地方運輸局別の燃料消費量及び走行キロは〔表-2〕のとおりである。

運輸局別にガソリンの消費量を見ると、関東が1,218千k $\ell$  (構成比27.7%) と最も多く、次いで、中部が624千k $\ell$  (同14.2%) 、九州が593千k $\ell$  (同13.5%) の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が13,407百万km(同25.8%) と最も多く、次いで、中部が7,622百万km(同14.7%)、九州が7,472百万km(同14.4%)の順となっている。

次に、運輸局別に軽油の消費量を見ると、関東が572千k0 (構成比27.2%) と最も多く、次いで、近畿が313千k0 (同14.9%) 、中部が275千k0 (同13.1%) の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が2,677百万km(同27.5%) と最も多く、次いで、近畿が1,349百万km(同13.8%)、中部が1,344百万km(同13.8%)の順となっている。

ガ 運輸局 構 成 比 走行キロ(百万km) 燃料消費量(千k0) 全国計 4 399 (4396)100.0 (100.0)52 024 (51024)100.0 (100.0)(200)(4.6)(2220)(4.4)北海道 205 4.7 2 265 4.4 東 北 405 (403)9.2 (9.2)4954(4853)9.5 (9.5)関 東 1 218 (1241)27.7 (28.2)13 407 (13213)25.8 (25.9)北陸信越 296 (274)6.7 (6.2)3 690 (3608)7.1 (7.1)中 部 (675) (7480)(14.7)624 14.2 (15.4)7 622 14.7 近 畿 585 (558) 13.3 (12.7)6 704 (6 5 9 6) 12.9 (12.9)(7.4)中 玉 (295)7.1 (6.7)(3794)7.5 313 3 885 兀 玉 160 (156) 3.6 (3.6)2 025 (1978)3.9 (3.9)(7 282) 州 (593) (13.5)(14.3)九 593 13.5 7 472 14.4

表-2 地方運輸局別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

運輸局			軽		淮	Ħ			
建制内	燃料消費量	t(千kl)	構 成	比	走行キロ(	走行キロ(百万km) 構 成		成 比	
全国計	2 099	(2116)	100.0	(100.0)	9 743	(9784)	100.0	(100.0)	
北海道	126	( 137)	6.0	(6.5)	590	(612)	6.1	(6.3)	
東 北	210	( 229)	10.0	(10.8)	989	( 999)	10.2	(10.2)	
関 東	572	( 575)	27.2	(27.2)	2 677	(2661)	27.5	(27.2)	
北陸信越	129	( 122)	6.2	(5.8)	612	( 623)	6.3	(6.4	
中 部	275	( 288)	13.1	(13.6)	1 344	(1337)	13.8	(13.7)	
近 畿	313	( 295)	14.9	(14.0)	1 349	(1341)	13.8	(13.7)	
中 国	136	( 149)	6.5	(7.0)	662	( 666)	6.8	(6.8)	
四 国	75	( 72)	3.6	(3.4)	327	( 331)	3.4	(3.4)	
九  州	262	( 248)	12.5	(11.7)	1 192	(1214)	12.2	(12.4)	

		I							1
運車	輸局			L	F	,	G		
建平	#II / PJ	燃料消費量(	千k@)	構成	比	走行キロ(	百万km)	構 成 比	
全国	国計	133	( 147)	100.0	(100.0)	730	( 800)	100.0	(100.0)
北海	毎 道	10	(9)	7.8	(6.0)	44	( 49)	6.1	(6.1)
東	北	7	(7)	5.4	(5.1)	37	( 42)	5.1	(5.2)
関	東	49	( 53)	36.7	(36.1)	272	( 291)	37.2	(36.4)
北陸	信越	3	(5)	2.5	(3.1)	21	( 24)	2.9	(3.0)
中	沿台	11	(11)	7.9	(7.8)	60	( 66)	8.2	(8.3)
近	畿	23	(27)	17.5	(18.5)	129	( 143)	17.7	(17.9)
中	玉	7	(8)	5.0	(5.1)	40	( 45)	5.5	(5.6)
兀	玉	4	(4)	2.7	(2.4)	18	( 20)	2.5	(2.5)
九	州	19	(23)	14.5	(15.8)	108	( 121)	14.8	(15.1)

`Œ#	輸局			С	N	1	G			
建甲	判 /□J	燃料消費量(千㎡)		構成比		走行キロ(	(百万km)	構成	構 成 比	
全	国計	5 704	(6413)	100.0	(100.0)	24	(27)	100.0	(100.0)	
北治	毎 道	373	( 321)	6.5	(5.0)	1	(1)	5.6	(5.6)	
東	北	102	(48)	1.8	(0.8)	0	( 0)	1.2	(1.2)	
関	東	2 706	(2 928)	47.4	(45.7)	10	( 12)	43.6	(43.9)	
北陸	信越	91	(127)	1.6	(2.0)	1	(1)	2.3	(2.3)	
中	沿	640	( 601)	11.2	(9.4)	3	( 3)	10.7	(11.0)	
近	畿	1 371	(1917)	24.0	(29.9)	7	(7)	28.0	(27.6)	
中	玉	231	( 224)	4.0	(3.5)	1	(1)	4.5	(4.4)	
匹	玉	48	(72)	0.8	(1.1)	0	( 0)	1.0	(1.0)	
九	州	142	( 174)	2.5	(2.7)	1	(1)	3.1	(3.0)	

<sup>※()</sup>内は平成27年5月分の数値である。